文書番号: 3D800-02

# 取引基本契約書

エフアンドエフ株式会社(以下「甲」という)と 取引に関する基本的事項について次のとおり契約を締結する。

(以下「乙」という)とは、甲乙間の

## 第1条(本契約の目的)

甲および乙は、甲乙間の取引が相互の信頼にその基礎を置くものであることを認識し、もって甲乙間 に公正な取引関係を続けることを目的とする。

## 第2条(本契約と個別契約)

本契約は、甲乙間の取引に関する基本事項を定めたものであり、甲乙協議して定める個々の取引契約 (以下「個別契約」という)に対して適用する。また個別契約において、本契約と異なる事項を定めたとき は、本契約の定めにかかわらず個別契約の定めるところによる。

#### 第3条(個別契約の成立)

甲が乙に製造委託および購入をするときは、甲の定める注文書を乙に交付するものとする。

- 2. 乙が甲の注文を受諾したときに個別契約が成立するものとする。
- 3. 乙は、本契約および注文書に定める諸条件に従い契約を履行するものとする。

## 第4条(個別契約の内容)

注文書には、製品の名称、数量、単価、納期、納入場所およびその他の条件を定めるものとする。

- 2. 注文書に記載した金額には、別段の定めがない限り、個別契約の履行にかかる費用(運送・配送・保険)を含むものとする。
- 3. 乙は注文書の内容を確認し、記載内容に誤りが有れば、遅滞なくその旨を甲に申し出なければならない。

#### 第5条(個別契約の変更)

甲は、個別契約の内容を変更する必要が生じたときは、甲乙協議の上変更できる。

- 2. 乙は、下記に該当する事項が生じ、又生じると予想される場合は、生産着手前に遅滞なく 甲に書面にて変更に伴う理由を開示し、供給製品の信頼性に悪影響が無いことを証明しなければならない。
  - 2-1. 設計変更に伴う工程変更
  - 2-2. 不適合対策に伴う工程変更
  - 2-3. 生産の合理化及び内外製化等に伴う工程変更及び工場変更
  - 2-4.4M 変動に伴う変更

## 第6条(製品管理)

甲及び乙の製品取引に於いて、甲が求める製品の要件と仕様を満たすものを 乙は、甲へ供給する事を保証する。

乙は甲へ製品を納入する前に事前に製品の適合性確認を実施し、甲の要求する 製品の要件と仕様を満足する事を保証する。

- 2. 乙は製品の輸送上、保管上の条件を確認し、その条件に合致した取り扱いを行う事を 保証する。
- 3. 乙は甲への供給製品に製品寿命がある場合につては、別途甲乙協議の上、 甲へ寿命に対する納入期限を決定し、その範囲で供給を行うものとする。

## 第7条(売渡価格の変更)

製品の売渡価格は、甲乙協議の上決定するものとし、随時これを変更することができる。

#### 第8条(納期)

納期とは、製品を納入すべき確定期日をいう。

2. 個別契約に定められた納期が甲の事業所の休日にあたるときは、その前日を納期とする。

#### 第9条(納期前の納入)

乙は、納期前に製品を納入しようとするときは、予め甲の承諾を得なければならない。

#### 第10条(納期に納入出来ないとき)

乙は、製品を納期に納入することができないことが予め判明したときは、直ちに甲に書面により通知 し、甲の指図を受けなければならない。

2. 前項の場合における甲乙間の書面による通知、指図等は、甲が承認した場合を除き、納期変更とはならない。

## 第 11 条(材料の支給)

甲は、必要ありと認めるときは、乙に対し製品の製作に必要な部品(以下「材料」という)の全部、もしくは一部を支給し材料の購入を依頼することがある。

- 2. 前項による材料の支給は、無償及び有償の2種とし、有償の場合の対価は、甲の定める価格による。
- 3. 前項の無償支給の材料の所有権は甲に存するものとし、有償支給の材料の所有権は、前項の対価の決済のあったときに、乙に移転するものとする。

#### 第12条(支給材料の瑕疵、数量不足)

乙が前条により、有償または無償支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なくこれを検査し、瑕疵、または数量不足を発見したときは、ただちにその旨を甲に書面にて通知し、甲は、これを確認のうえ、代品または不足分を支給するものとする。

## 第13条(無償支給材料の使用注意および管理義務)

乙は無償支給材料について、甲の指定する場所において善良な管理者の元、注意をもって保管し、 甲の指示する用途に従い、十分な注意をもって使用しなければならない。

- 2. 乙は無償支給材料の受け入れ、払い出しおよび残高について、甲の定める日に報告するものとし、甲はいつでも無償支給材料の在庫状況もしくは管理状況を検証することができる。
- 3. 乙が無償支給材料の加工部分について、甲の定める許容不良率を超える不良を発生した場合は、 乙は当該許容不良率を超える部分について、支給材料の材料費を甲に弁償するものとする。

## 第14条(治工具等の貸与、売却)

甲は必要と認める場合は、乙に対し、製品の製造に必要な治工具、機械器具を貸与または売却する ことができる。

- 2. 前項の貸与条件または売却条件は、そのつど、甲乙協議の上決定する。
- 3. 貸与品については、乙は十分な注意をもって所定の用法に従い使用するとともに、善良な管理者の注意をもって保管の責に任じ、甲の指示により、直ちに甲に返却するものとする。

#### 第15条(支給材料、貸与品の滅失、毀損)

乙がその責に帰すべき事由により支給材料もしくは貸与品を滅失、もしくは毀損したときは、乙は 甲の指示するところに従い、現状に復するか、または代品の提供、もしくは甲の損害を甲に弁償する ものとする。ただし、天災事変または不可抗力により滅失、毀損した場合は、乙の申し出により、甲 は協議の上決定するものとする。

## 第16条(安全確保)

乙は、製品の納入その他個別契約の履行にあたり、法令、条例ならびに甲の諸規則および指示を遵守し、かつ安全、防災および環境管理に留意しなければならない。

- 2. 乙は、製品の納入その他の個別契約の履行にあたり公害または事故が発生したときは、直ちにこの旨を甲に通知し、乙の責任において適切な緊急措置をとり、かつ公害または事故の再発生防止に万全を尽くさなければならない。
- 3. 乙は、前項の公害または乙の責に帰すべき事故により、甲または第三者が被った損害を賠償する。

## 第 17 条(検査)

甲は、乙が納入した製品を検査する。この場合、甲の検査方法及び合否の基準その他検査に関する 詳細事項は別途甲が定めるところによる。

- 2. 甲は、不合格品を発見したときは、乙に書面をもって通知する。
- 3. 甲が、必要と認めたときは、乙が製品を納入する前に、乙の事業所内において甲が検査及び品質管理の進捗状況・調査することができる。
- 4. 甲の基本となる検査検収の内容としては、機能試験、外観試験を行います。

## 第18条(不合格の場合の処置)

検査の結果不合格となったときは、乙は直ちに修理し、乙の費用負担で合格品を納入しなければならない。

2. 前項の規定に拘わらず、甲は、乙に対する通知により、代金を減額して不合格品を引き取る事が出来る。減額後の金額は、甲乙協議の上決定する。

#### 第19条(納入)

乙は、第17条に規定する検査に合格した製品については、甲の定める送付書を添付し、納期までに甲の指示する場所(以下「納地」という)に納入するものとする。

- 2. 納地が複数ある場合は、納入時期毎に納品数量および納地を指定するものとする。
- 3. 乙がその責に帰すべき事由による納入遅滞により、甲が損害を被ったときは、甲は乙に対し甲が被った損害賠償を請求することができる。
- 4. 甲に納入する製品は、製品に必要な梱包条件を満たして納入する事。

## 第20条(所有権移転)

製品の所有権は、合格品については甲の検査に合格のとき、不合格品については甲が第17条2項の通知により、代替品を甲の指定納地に納入し検査に合格したとき、乙から甲に移転する。

## 第21条(危険負担)

検査合格前に生じた甲の責に帰さない事由により、製品が滅失、変質または毀損したときは、乙が その損害を負担する。

#### 第22条(瑕疵担保責任)

製品の所有権移転後、1年以内に隠れたる瑕疵が発見された場合、乙の責任と負担に於いて修理または代替品を納入する。但し、乙の重大な過失により、隠れたる瑕疵が発見された場合は、この限りではない。

2. 前項の規定は、甲が損害賠償を請求することを妨げない。

#### 第23条(仕様変更に伴う措置)

甲は必要に応じていつでも物品の仕様を変更する事ができる。物品の仕様変更が生じた場合、旧仕様による完成品、仕掛品の扱いについては、甲乙協議の上決定する。

#### 第24条(代金の支払い)

甲は、納入時の検査に合格後、甲が定める方法により乙に代金を支払う。

#### 第25条(品質保証)

乙は、納入する製品が、甲の要求する機能および性能を有するものであり、かつ一切瑕疵のない完全な品質のものであることを保証する。

2. 乙が、甲の製品の一部または全部について、第三者に製造委託をする場合は、事前に甲の承認を受け、乙はその製造委託先に対し製品の品質確保のために必要な措置を講じなければならず、乙の製造委託先は本契約の内容と同様に履行義務を負う。

## 第26条(改善のための努力)

乙は、製品の価格、品質、性能及び製作方法等を改善するため、新技術の開発、改善提案及び情報 提供を積極に甲に行う。

- 2. 甲が乙に対し製品の製作、品質、納期の管理及び設備改善等について指示または指導したときは、 乙はこれに従う。
- 3. 前項の製品の製作、品質、納期の進捗に於いて、甲は乙の事業所内に立ち入り指示または指導できる。

#### 第27条(図面等の保管)

乙は、甲から貸与された図面、仕様書、プログラム、フィルム、磁気テープおよび磁気ディスクその他の書類(以下「図面等」という)を善良な管理者の注意をもって保管し、次の事項を遵守する。

- (1) 甲が注文した製品を製作する以外の用途に使用しない。
- (2) 目的が完了したときまたは甲が指示したときは、直ちに甲に返還する。
- 2. 乙が甲の承諾を得て複写したものは図面等として取扱い、前項を適用する。

#### 第28条(工業所有権等)

乙は、製品について、第三者の工業所有権、著作権、(以下、工業所有権等という)を侵害しないことを保証する。また、第三者との間に工業所有権等に係る権利侵害等の紛争が生じたときは、甲乙は速やかに互いに書面により通知するものとし、乙の責任と負担において、この紛争の一切を解決するものとする。

2.甲の仕様書、図面およびプログラムその他の技術情報に基づいて製品が製作された場合において、当該製品またはその製造方法に関して、甲が所有する、工業所有権等、その他一切の権利(これらの権利を受ける権利を含む)が発生したときは、これらの権利は甲に帰属する。

#### 第 29 条(機密保持)

甲および乙は、本契約および個別契約の履行上、知り得た相手方の業務上の機密について、相手方の事前の書面による同意がない限り、第三者に開示または漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。

- (1) 相手方から開示を受けた際、既に自ら所有していたもの。
- (2) 相手方から開示を受けた際、既に公知となっているもの。
- (3) 相手方から開示を受けた後に、甲乙それぞれの責によらないで公知となったもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持の義務に伴わず入手したもの。
- 2. 甲および乙は、本契約期間満了後または、解除後においても前項の義務を負うものとし、漏洩により生じた相手方の損害を賠償する責を負うものとする。

#### 第30条(権利・義務の譲渡等)

甲および乙は、相手方の書面による承諾を得なければ、次の行為をすることが出来ない。

(1) 本契約または個別契約に基づく一切の権利・義務の全部、または一部を第三者に譲渡し、担保に供しまたはその他の処分をすること。

## 第31条(契約の解除)

甲および乙は、相手方が次の各号のひとつに該当したときは、何らかの催告無しに直ちに本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。また、甲は乙に対して、損害賠償を請求することができる。

- (1) 監督官庁より、営業停止または営業免許の取消し処分を受けたとき。
- (2) 自己の財産につき、第三者より仮差押え、仮処分等の債権保全行為を受けたとき。
- (3) 強制執行、破産、商法上の整理、特別清算、和議および会社更正手続きの申し立てを受け、もしくは自ら申し立てたとき。
- (4) 解散の決議をし、または他の会社との合併決議をしたとき、もしくは営業権の譲渡をしたとき。
- (5) 財務状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
- (6) 乙が正当な理由なく本契約または個別契約の全部または一部を履行しないとき、または履行 の見込みがないと認められるとき。
- (7) 本契約または個別契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事項が是正されないとき。

## 第32条(契約解除の措置)

甲または乙は、前条により本契約を解除された場合、相手からの貸与品、貸与書類、その他相手方の所有に関わる一切につき、直ちに返還し、返還が終了するまでは善良なる管理者の注意義務を以ってこれを保管する。

## 第33条(存続条項)

本契約が失効しまたは解除された場合でも、失効または解除前に締結された個別契約の効力および当該個別契約に適用される本契約の効力は存続する。

2. 第22条(瑕疵担保責任)、第28条(工業所有権等)、第29条(機密保持)の規定は、本契約が失効し、または解除された後もその効力を存続する。

## 第34条(有効期間)

本契約の有効期間は調印の日より1年間とし、期間満了3ヶ月前までに甲または乙から文書による解約の申し出がない限り引き続き同一期間、同一条件をもって継続し、以後の時期についても同様とする。

## 第35条(協議事項)

本契約に定めがない事項、または本契約の解釈について疑義を生じたときは甲、乙誠意を持って協 議解決するものとする。

## 第36条(管轄裁判所)

本契約および個別契約に関連する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙互いに各1通を保有する。

年 月 日

(甲)

印

(乙)